

職場意識改善計画

平成 22 年 6 月 17 日

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択してください。
①年次有給休暇の取得促進のための措置	(1年度目) 年次有給休暇の取得促進するよう口頭で促す。
	(2年度目) 年次有給休暇の取得率60%以上を計画的に付与促進する。
②所定外労働削減のための措置	(1年度目) 所定外労働削減のため、「ノー残業デー」を策定する。
	(2年度目) 所定外労働削減のため、「ノー残業デー」を策定する。
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	(1年度目) 変形労働時間制で契約を取り交し、労働者の抱える多様な事情に配慮し対応する。
	(2年度目) 変形労働時間制で契約を取り交し、労働者の抱える多様な事情に配慮し対応する。
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	(1年度目)
	(2年度目)
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	(1年度目)
	(2年度目)
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	(1年度目) 変形労働時間制で契約を取り交し、労働者の抱える多様な事情に配慮し対応する。1ヶ月45時間を超える時間外労働に係る割増賃金を50%に引き上げる。